

# 関町南北町 「防災会だより」

第2号

～昨年10月に発行した創刊号に引き続き「関町南北町防災会だより」第2号をお届けします。～

## ■関町南北町防災会総会が開かれました

「関町南北町防災会」は昨年6月に結成され、約1年間暫定的な体制で活動を続けてきましたが、正式な体制を整えるため、本年4月19日に、第1回の総会を関町地域集会場で開催しました。総会には関町南北町の町会役員を中心に、約30名の出席者が列席しました。総会では、まず、前年度の活動報告ならびに決算報告が行われ、引き続き、新しい会則が提案され承認されました（会則全文を掲載しています）。それに基づいて、今期（2年）の役員候補が提案され承認されました（下表参照）。また、今年度事業と予算案が提案され、承認されました。

なお、本部役員会は、今後毎月第3土曜日の15時から、関町地域集会所で開かれます。関心のある方、協力して下さいと思われる方は、御参加下さい。

## ◆新しい本部組織役員の担当者名、および役割

役 割	人 数	具 体 的 活 動	担 当
会 長	1	全体の統括。役員のリクルート、役員の結束の強化（懇親会等）、関係機関との連絡 【発災時】災害対策本部の立ち上げ	梶秀樹
副会長	3~	本部長の補佐＝本部長の役割を分担 以下の各部の部長を兼務 【発災時】加えてボランティア管理	井口茂樹、玉井誠、野口涉
総務部	3~	定例会議の案内・運営、地域防災マップの作成、応急対応行動マニュアルの策定 地域内企業との災害時応援協定の締結	野口涉、山田積重、増渕ハナ、大栗ますみ
広報部	3~	「防災だより」の発行、各種イベント広報 【発災時】被害調査、各班との連絡	梶秀樹、阿部光明
資材部	3~	防災資機材整備、ユニフォーム作成、会員の防備の資機材充実支援	井口茂樹、雁林利明、小室喜右
事業部	3~	各種イベントや防災訓練の企画と実施	玉井誠、岩城妙子、桂原真平、平井忠義、堀江満、渡邊亮紀
会 計	1	会計管理	羽賀節子
監 査	1	会計の監査	仙波敬子
顧 問	不 定	本部活動の補佐	土屋均、井上透、丸山晶子

## ■本年度の活動予定

本年度は、次のような活動を予定しています。

1. 町会・防災会主催の防災訓練
2. 関町小避難拠点連絡会主催の防災訓練への参加
3. まち歩き消火訓練の定例化
4. 防災体験施設へ見学等研修会の実施
5. まち歩き（地域の危険の発見）
6. 防災会主催の夏祭り
7. 防災マップの作成、配布
8. 応急救護の訓練
9. 応急手当講習への参加斡旋（消防署等で実施）
10. 地域の事業所との災害時相互応援協定の締結

## ■班組織の結成をお願いしています

会則第五条に規定されているように、関町防災会は、対象地域全体を統括する「本部組織」と、町内を20程度の小地区に分け、それぞれの地区の防災を担当する「班組織」とから構成するとされています。班組織の役割分担は別表のとおりで、いざ地震等の災害が起こった時、地区内で発生した被害に対し、近隣の居住者と結束して消防や救助などを行います。

今のところ、本部組織の形が整ったばかりで、班組織については、今後できるところからひとつずつ作り上げていくことになります。そのために関町防災会では、まずは、各地区で班長を引き受けてくれる方を募集しています。自発的な応募をお待ちするとともに、皆さん周りで適当な方がおられましたら、是非ともご本人の承諾を得た上で推薦をお願いいたします。推薦いただいた方は、防災会の方から連絡をさしあげ、直接お願ひする機会を持つて、その他の係員の募集や選任について御相

談し、最終的に下の表のような「班組織の構成図」を作成して頂いて、防災会長あてに提出をお願いいたします。  
なお、町内には多数のマンションがありますが、ある程度大きな規模のマンションは、それ 자체で独立した一つの班組織を構成して頂くことになりますので、管理組合を中心に話し合って、別表の班の構成にしたがって役割分担を決めた名簿を作成し、関町防災会に提出願えれば幸いです。規模の小さなマンションは、周辺の戸建て住宅の方々と協同して1つの班を構成することになりますので、その旨近隣の地区の方々と相談してください。

(連絡先) 関町南北町防災会会长 梶秀樹  
携帯電話 : 090-1205-7355



### ◆班組織の構成図(提出用書式は本部役員に御連絡下さい)

役割	人 数	具体的活動		担当者名
		平常時	災害時	
班長	1名	班の統括と役員の結束強化、班単位の防災訓練の企画実施、本部役員会への出席	班の統括本部との連絡 関係機関との連絡 (班長代行)	
情報・警護係	3名~	広報ニュースの配布、各種イベントの周知	被害調査、安否確認 地域の見回りと警護、 ホランティアの募集管理	1. 2. 3.
消防係	4名~	初期消火訓練、 消防資機材管理	初期消火 1. 2. 3.	4. 5. 6.
救助・救護係	4名~	救出救助訓練、トリアージ訓練、救命士資格取得	救出・救助、トリアージ、 けが人の搬送	1. 2. 3.
介助・避難支援係	4名~	災害時要援護者の把握 災害時危険個所の把握	災害時要支援者の支援 避難経路の安全誘導	1. 2. 3.
炊き出し係	4名~	炊き出し訓練 用具管理	炊き出し	1. 2. 3.

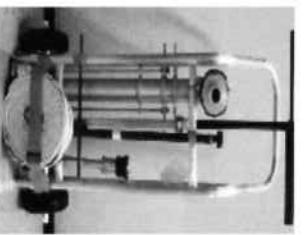
ホームページができました

<http://sekimachinsdisasterprevention.web.fc2.com/>



# 【まちかど消火訓練】のグランプリを募集

地震が発生した場合、何よりも大切なことは、隣近所のどこかで発生した火災を 1 棟の段階で消防し、絶対に隣家へ延焼させないことです。都内では地震後、ボヤを超える火災が 1,000 箇所近く発生すると予想されますが、消防車は 540 台しかないので、消防隊は全部の火災に駆け付けることはできません。



関町南北町は、約 5,300 世帯、人口約 10,000 人の大変広い地域で、地震が起きたら、少なくとも 4 ~ 5 カ所で火災が発生すると考えられます。そこで、関町南北町防災会では、「スタンドパイプ」という新しい消火機材を使った消火訓練を推進してゆくことにしています。この機材は、皆さん家の近くに埋設されている「消火栓」に直接接続して、水圧を利用してホースで消防放水を行うものです。そこで、「スタンドパイプ」の操法訓練を希望する方は、近所の方々とグランプリを作つて、以下の手順で防災会まで申し出てください。消防署と日程を調整し、皆さんの家の前で訓練する手はずを整えたいと思います。今後は、訓練を積んだ班の消火係に対し、逐次このスタンドパイプを配布してゆく予定です。

## ●訓練申し込み手順

1. 消火訓練に参加できる、最小限 5 ~ 6 人のメンバーを集めます。
2. 訓練の場所（どの消火栓を使うか）を決めます。
3. 訓練できる日と時間（1 時間程度必要）の候補を 3 日程度決めます。
4. 申込用紙（添付）を FAX で防災会会長に送ります（FAX ナンバー 03-3928-6336）。申し込み用紙は各役員のところにあります。
5. 会長は担当役員を決め、担当役員は「東京消防庁石神井消防署関町出張所」と調整し、実施日時を決定してグループ代表に連絡します。なおこの時、担当役員は、防災会長を代理して「防災訓練実施計画書」を消防に提出します。
6. また、この消火訓練は道路の通行を遮断して行うため、役員は石神井警察署に行って「道路使用許可願」を提出します。なお、この書類は会長名で提出しなければならず、「関町南北町防災会印」が必要となるので、担当役員の方は注意して下さい。
7. また、担当役員は、訓練実施のチラシを用意して周辺の家庭にポスティングして下さい。
8. 訓練参加者は、訓練当日は軍手を用意し、動きやすい服装で、10 分前までに実施場所に集合します。なお、参加者の内 2 名は、交代で道路交通整理を担当するようにして下さい。訓練は約 1 時間です。
9. 冬場は路面凍結の恐れがあり、受付を停止します。

①消火栓を開ける



消火栓の内部

②スタンドパイプを吐水口に据え付ける



③パイプにホースをつなぐ



④放水弁を開けて放水する

訓練実施日時	年月日 時分 ~ 時分
訓練場所	（記入欄）
訓練担当者	（記入欄）
訓練参加者	（記入欄）
訓練内容	（記入欄）
備考	（記入欄）

申込書

## 関町南北町防災会則

(名称と所在地)

- 第一条 本会を関町南北町防災会と称する。  
2 本会の事務所を会長宅におく。

(目的)

第二条 町内住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及と防災訓練の実施。

(2) 地震に関する災害予防事業の促進ならびに防災資機材の整備。

(3) 災害発生時における安否確認・被害情報の収集伝達・初期消火・救出救護・災害時要介護者支援・食料の炊き出し等の応急対応業務。

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第四条 本会は関町南四丁目及び関町北二丁目に居住する世帯員を会員として構成する。

(組織構成)

第五条 本会の運営は本部組織と班組織によって行う。

2 本部組織は町内全体を統括する。また、班組織は町内をブロック化した小地区ごとに組織し当該小地区の事業を管轄する。

(本部組織)

第六条 本部組織に次の役割の担当者を置く。ただし人数については必要に応じて加減できるものとする。

会長(1)、副会長(3)、総務部(3)、広報部(3)、

資材部(3)、事業部(3)、会計(1)、会計監査(1)、

顧問(不定)

2 各担当者の役割は以下のとおりとする  
—会長は、本会を代表し、平常時の各種の会務を統括するとともに、発災時の応急活動を指揮する。

—副会長は、会長を補佐し会長に事故がある場合は、その職務を行う。また、町内の各種の事業所・法人・組合・町会・自治会等との連携を推進する。

—総務部は、会運営に關わる事務全般を処理する他、防災計画を作成し、発災時の応急対応体制の整備にある。

—広報部は、定期刊行物の発行、本会ホームページの作成、各種イベントの広報にある。

—資材部は、会の防災資機材の整備の他、会員の防備資機材の充実を支援する。  
—事業部は、地域全体を対象とした各種イベントを企画・実施するとともに、各班が行う防災訓練を推進・指導する。  
—会計は、会の会計事務を処理する。

—会計監査は、会の会計を監査し、監査結果を総代会に報告する。

—顧問は、本会と行政機関及びその他組織との連携に関する情報を提供するとともに必要な指導を行う。

(班組織)

- 第七条 各班組織に次の役割の担当者をおく。  
班長、情報連絡係、消防係、救出・救護係、炊き出し係、その他補助係。

2 各担当者の役割は以下のとおりとする  
—班長は、担当地区の班員の活動を指揮する。

—情報連絡係は、当該地区内居住者の安否確認、ならびに被害情報を把握し、班長・本部組織・関係行政等に通報する。  
また、外部からの情報を地区内に伝達する。

—消防係は、消防資機材管理ならびに初期消火を行う。

—救出・救護係は、生き埋め者の救出・トリアージ、救護、災害時要支援者の支援等を行う。

—炊き出し係は、炊き出しを行う。

(任命と任期)

第八条 各組織の担当者は、自薦または会員の推薦並びに相互指名等によって選出し、総会の承認によって決定する。

2 各組織の担当者の人数は必要に応じて変更できるものとする。  
—また、重任を妨げない。

3 各組織の担当者の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員会)

第九条 本会の運営のために役員会をおく。

2 役員会は第六条及び第七条に規定された次の担当者によって構成する。

会長(1)、副会長(3)、総務部(1)、広報部(1)、資材部(1)、

事業部(1)、会計(1)、会計監査(1)、班長代表(5人程度)

3 役員会は原則として毎月1回会長が招集し、会務運営上の事項、その他役員会が特に必要と認めた事項について審議し、実施する。

(総代会)

第十条 総代会は第六条及び第七条に規定された役割を担う坦

当者全員で構成し、毎年1回会長が招集する。また、会長は、必要ある時は臨時総代会を開くことができる。

2 総代会は次の事項について審議する。  
—会則の改正

本部組織の役割担当者の承認

防災計画の承認

事業計画ならびに予算・決算の承認

総代会が特に必要と認めた事項  
(経費および会計)

第十一条 本会運営に關する経費は、区防災助成金、地元町

会助成金、その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3. この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1. この会則において、第五条ならびに第七条の班組織については、各地区の状況に応じて、逐次、編成を図ってゆくものとする。

2. 本会の設立年月日は平成26年4月1日とする。

3. この会則は、平成26年4月1日から施行する。